

令和3年度第3回調布市社会教育委員の会議 資料説明

(1) 協議事項

調布市社会教育関係団体の登録（新規）について（資料1-1から1-3）

この度、「タップダンスサークルPop Chips（ポップ チップス）」という団体から社会教育関係団体の登録申請がありました。

調布市社会教育関係団体の登録制度の説明

社会教育関係団体の登録については、これまでの会議においてもありましたが、改めて御説明します。

資料1-2の「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則」を御覧下さい。

社会教育関係登録団体として登録ができる要件といたしましては、第2条にございますとおり（1）から（8）の8項目です。

そして、これらの要件を満たした団体から**資料1-3**の申請書類が提出された場合は、第4条の通り、社会教育委員の会議で御意見を伺い、問題が無ければ、登録を決定し、通知書と登録証を団体宛に交付することとなっています。

登録団体として登録された場合、第7条にあるとおり、補助金の交付を行うとともに、当該事業について広く周知を図るなどがあります。令和3年度の補助金の交付につきましては、昨年令和2年9月4日から10月2日まで、登録団体に補助金申請の希望について事前調査を行ったうえで、令和3年4月に申請し、5月の社会教育委員の会議において委員の皆様にご意見を聴き決定した団体のみに交付することとなっております。

また、文化会館たづくりやグリーンホールの会場を、社会教育を目的とした活動にて使用する際、基本利用料金の100分の50に相当する額で利用可能なほか、公民館や地域福祉センターも、社会教育を目的とした活動にて利用する際、利用額が免除となります。

この規則に基づき、今回提出された書類をまとめたものが**資料1-1**の表です。表の右から2番目にございます「登録基準」1～8が、先ほどの規則の第2条の登録基準8項目を満たしているかどうかを確認したものです。

登録基準（1）につきましては、申請書類提出の際に、代表者へ口頭により確認しました。

登録基準（2）は、事業計画、団体の規約及び団体紹介資料（会員募集チラシの内容）から、継続的かつ計画的に、年間を通して活動を行っており、社会教育活動の成果が期待できることから、合致すると判断しました。

登録基準（3）及び（4）につきましては、申請書類提出の際に代表者へ口頭により確認し、団体紹介資料等から問題はないことを確認しました。

登録基準（5）から（8）は、規則第3条に示す申請書類のうち、（1）団体規約、

(3) 収支予算書、(4) 団体役員及び会員名簿を確認し、基準を満たすものと判断しました。

登録証の有効期間は2年間となっており、直近では今年の令和3年6月1日に更新しておりますので、今回は期の途中での登録ということになり、本日登録に問題がなければ、令和3年9月1日から令和5年5月31日まで有効となります。

申請団体について

「タップダンスサークルPop Chips (ポップ チップス)」は、平成19年9月1日に結成した団体で、小学生から高校生までの会員を中心に、その保護者が運営し、タップダンスの練習及び発表といった活動をしています。

団体の目的を、「タップダンスの技術の向上を図ると共に、バランスの良い全身運動で運動神経や筋力を向上させる。また豊かな感性や表現力を身につける。様々な年齢の会員との交流を通し、コミュニケーション能力を養い、親睦を深め、市民文化の普及・発展を目的とする。」とし、毎週水曜日の練習で実践しています。

主な活動場所は、西部児童館または西部公民館としていますが、活動を広げるため、また練習会場での密を避けるため、文化会館たづくりでの活動も増やしていきたいとのことです。毎年春に、他の団体の発表会に招待され出演し、一年間の集大成を発表しています。

会員数は、小学生から高校生まで、その保護者で構成される運営メンバーを合計した45人で、そのうち3分の2にあたる30人が市内在住者・在勤・在学者です。

会費について、資料にお示ししている年額の内訳は、運営費・レッスン費・年会費・発表会費で、運営費とレッスン費は、月ごとに会員から集めています。

また、収支予算のうち支出については、指導者謝礼・練習場代・発表会参加費等が主な内容となっております。

なお、文化会館たづくりや公民館などの市の施設を利用するにあたり、各々の利用料金についても相談がありました。

以上のことから、今回申請のありました「タップダンスサークルPop Chips (ポップ チップス)」はすべての登録基準を満たしており、市における社会教育の育成発展を図るものと判断し、登録に問題ないものと考えておりますが、ご意見等ございましたら別紙の回答書へ御記入をお願いします。

(2) 報告事項

ア 令和3年関東甲信越静岡社会教育研究大会東京大会 第9回実行委員会について (資料2-1から2-5)

令和3年関東甲信越静岡社会教育研究大会東京大会第9回実行委員会（以下、「実行委員会」という）は新型コロナウイルス感染防止対策のため、インターネットによるオンライン会議となり、篠崎議長と事務局担当職員がオンラインにて出席しました。

資料 2-1の次第をご覧ください。

3の議事（1）から（5）までについては、前回の社会教育委員の会議で報告した内容と重なりますので、割愛します。

今回は網掛けされている、2の報告事項及び3の議事（6）について報告します。

まず、2の報告事項から報告いたします。

令和3年度関東甲信越静社会教育委員連絡協議会（以下、「関東ブロック」という）第1回理事会について、東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下、「都市社連協」という）の令和3年度会長市の府中市から会議報告がありました。

新型コロナウイルス感染症拡大への懸念から、本会議は書面開催となりました。

資料 2-2 2頁目の第1回理事会の次第になります。

議事の詳細については割愛しますが、主な事項としては、令和4年度の関東甲信越静社会教育研究大会は、令和4年11月10日（木）及び11日（金）に山梨県甲府市で開催することが提案され、また、令和5年度の関東甲信越静社会教育研究大会は、令和5年11月に栃木県で開催することが提案されました。

「関東ブロック」第1回理事会の（1）から（4）までの議事内容については、

資料 2-3のとおり、全て承認されました。

次に3の議事（6）録画配信開催（会場参加なし）の判断基準等について（案）について説明します。

資料 2-4を御覧ください。

「東京大会」は令和3年11月11日（木）に、府中の森芸術劇場において、会場参加者を東京都内の方と限定して、開催予定です。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、大会会場が使用できなくなることも想定し、府中市役所の会議室にて、無観客での基調講演及びトークセッションの内容を録画し、後日録画内容を無料配信することを検討・協議することになりました。

会場開催とするか、録画配信開催とするかの判断期日は、令和3年11月4日（木）とし、決定方法は府中市の長畑会長、昭島市の谷部副会長、調布市の篠崎副会長に一任となっております。

なお、録画配信開催となった場合の東京大会の予算案は**資料 2-5**となっております。

イ 令和3年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第2回役員会・第2回拡大役員会・第1回理事会について（資料 3-1 から 3-4）

※東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下「都市社連協」という）

※第2回役員会・第2回拡大役員会（以下、「役員会」という）

※第1回理事会（以下、「理事会」という）

当初、「役員会」は令和3年7月20日（火）に対面会議にて開催予定でしたが、緊急事態宣言が発出されたため、書面開催及び書面審議となりました。

また、対面会議での開催であれば、「役員会」で決定した内容を、同日に行われる「理事会」にて報告するところですが、「役員会」が書面開催及び書面審議となったため、「理事会」も別日程で書面開催となりました。

事前に「役員会」及び「理事会」の資料を篠崎副会長へメールにて送信し、篠崎副会長が目を通したうえで、全ての協議内容について、書面にて承認の回答をしております。

資料3-1を御覧ください。

議事の内容としましては、報告事項が5点と協議事項が2点ございました。

報告事項の（2）（3）及び協議事項（1）については、前回の社会教育委員の会議で報告した内容と重なり、報告事項の（4）については、第9回東京大会実行委員会で報告した内容と重なりますので、割愛します。

まず、報告事項の（1）令和3年度役員・理事名簿及び輪番表他について 報告します。

資料3-2を御覧ください。

1枚目は令和3年度「都市社連協」の役員名簿になります。府中市が会長、昭島市と調布市が副会長となり、篠崎議長が副会長を務めております。

3ページ目は「都市社連協」の役員輪番表になります。

令和4年度は昭島市が会長、調布市と町田市が副会長となり、令和5年度は調布市が会長及び会計を務めることとなります。

5ページ目は令和3年度「都市社連協」の会議日程になります。

役員会、拡大役員会及び理事会については篠崎副会長が出席されますが、表の右端の列、令和3年12月11日（土）に開催予定の交流大会、また、表の枠外、令和3年11月11日（木）に開催予定の第52回関東甲信越静社会教育研究大会（東京大会）については、調布市社会教育委員の皆様にご参加をお願いします。詳細については、後日あらためて御案内します。

報告事項の（5）令和2年度（一社）全国社会教育委員連合 第3回総会議事録について 報告します。

資料3-3を御覧ください。

「都市社連協」が令和3年度事務局となり、令和3年5月に開催予定としておりました会議を書面審議としました。内容及び協議結果については、資料のとおりです。

最後に、協議事項の（2）令和3年度都市社連協交流大会・社会教育委員研修会実施要綱(案)について 説明します。

資料3-4を御覧ください。

令和3年度「都市社連協」の会議日程でもお伝えしましたが、令和3年12月11日（土）午後1時30分から、府中市市民活動センタープラッツバルトホールにて、「都市社連協」の交流大会・社会教育委員研修会を実施する旨の提案がありました。内容については、**資料3-4**に記載のとおりです。

交流大会への参加方法等、「都市社連協」会長市の府中市から情報提供がありましたら、社会教育委員の皆様に御案内します。

※報告事項として予定しておりました、令和3年調布市公民館運営審議会第4回定例会は、令和3年8月24日（火）午後2時から、西部公民館において開催予定でしたが、緊急事態宣言を踏まえた調布市の対応方針に基づき、中止となりました。

(3) その他

次回日程

令和3年11月9日（火）午後3時～ 教育会館301研修室（予定）